

認定こども園（1号・2号・3号認定）

みどりの里（木倉）		滝尾幼稚園（滝尾）	
1号認定 定員15人 ☎ 282-0010 ① 3歳～ ②有 ③ 10時～14時 ※申込みについては、園に直接確認ください。	2号・3号認定 定員125人 ☎ 282-0010 ① 3カ月～ ②朝・夕 ③ 7時～19時	1号認定 定員60人 ☎ 282-0937 ① 3歳～ ②有 ③ 10時～14時 ※申込みについては、園に直接確認ください。	2号・3号認定 定員20人 ☎ 282-0937 ① 2歳児～ ②朝・夕 ③ 7時～19時



▶ 保育所や認定こども園等の利用を希望する場合、教育・保育の必要性について認定を受ける必要があります。
認定区分には、3つの区分が設けられており、認定された区分により、それぞれのニーズに合った施設が利用できます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な園	申込み先
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で認定こども園を希望する場合	認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園(施設型給付)	利用を希望する園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする場合	保育所	御船町 こども未来課
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労等により保育を必要とする場合	認定こども園(保育所部分)等	

御船川河川敷（お祭り広場）の借用方法について

☎ 商工観光課 商工観光係 ☎ 282-1226

【御船川河川敷(お祭り広場)の使用条件について】

- ① 河川工事で必要になった場合、河川管理上支障になった場合は、無条件で原状回復すること。
- ② 河川区域内に小屋、柵等工作物をつくってはならない。
- ③ 廃材等の持ち込みは一切禁じる。または、行為の場所周辺の美化に努め、後片付けを徹底すること。
- ④ 届出に関して生じた事故については、届出人が全責任をもって解決すること。
- ⑤ 他の河川使用者に支障をきたしたり、河川管理上問題が生じた場合、河川管理人が出した指示に従うこと。
- ⑥ 不時の出水等により水高が急に上昇することがあるので、十分に気をつけること。
- ⑦ 駐車場として利用する場合の車両については、目的終了後速やかに移動すること。
- ⑧ 気象条件の悪化(台風、大雨等)が予見される場合は、使用しないこと。

国から町が御船川河川敷（お祭り広場）を占有したことに伴い、平成30年8月からお祭り広場を使用する場合は、御船町役場商工観光課まで使用届出書の提出が必要になりました。申請書は御船町ホームページからダウンロード可能です。

なお、ご使用の際は、右記使用条件を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。



御船川河川敷（お祭り広場）でイベントを行っている様子

平成31年度 認可保育園・認定こども園の園児を募集

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

平成31年度保育園・認定こども園への入園を希望する園児の一斉受付を行います。現在、育児休暇中の人で平成31年度中に復帰する予定の人は、受付期間内に必ず申し込みを行ってください。

各園の定員と保育時間

① 園児受入年齢 ② 延長保育（1号認定は預かり保育の有無）③ 開所時間（1号認定は教育時間で記載）

公立保育園（2号・3号認定）

若葉保育園（木倉）
定員150人 ☎ 282-0438 ① 6カ月～（離乳食開始後） ② 朝・夕 ③ 7時～19時

上野保育園（上野）
定員60人 ☎ 284-2601 ① 6カ月～（離乳食開始後） ② 朝・夕 ③ 7時～19時

私立保育園（2号・3号認定）

御船昭和保育園（御船）
定員130人 ☎ 282-0174 ① 2カ月～ ② 朝・夕 ③ 7時～19時

滝尾たんぽぽ園（滝尾）
定員20人 ☎ 282-7699 ① 6カ月～2歳児 ② 朝・夕 ③ 7時～19時

ぎんなん幼愛園（陣）
定員100人 ☎ 282-0017 ① 6カ月～ ② 朝・夕 ③ 7時～19時

高木保育園※1（高木）
定員85人 ☎ 282-2305 ① 6カ月～ ② 朝・夕 ③ 7時～19時

※1 平成30年4月から私立保育園になりました。

認可保育園・認定こども園（保育所部分）の申込み一斉受付

- 受付期間 12月4日(火)～6日(木)
- 受付時間 9時～17時（12時～13時除く）
- 受付場所 役場1階 第1会議室
- 申し込みに必要なもの
 - ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書、補助表
 - ② 保育が必要であることを証明する書類
・ 就労証明書 ・ 求職活動申立書等
 - ③ 印鑑
 ※ 必要書類はこども未来課で配布中。
(町ホームページからもダウンロードできます)

● 入園基準

児童の保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ① 就労（1カ月当たり48時間以上）
- ② 妊娠・出産（産前2カ月、産後3カ月）
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 長期に渡る親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（入所後3カ月以内の就労が条件）
- ⑦ 就学
- ⑧ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨ その他、町長が認める場合

● 入所の決定

先着順ではありません。選考基準に基づき、保育の必要性が高い順に入所を決定します。

※ 注意事項

- ・ 受付期間終了後も随時受付は行いますが、一斉受付期間内の申込者から優先的に調整、決定を行います。

